

## 川越市子育てファミリー応援給付金 よくある質問と回答

R8.4.1版（※随時追加します）

No.	質問	回答
1	川越市子育てファミリー応援事業はどんな事業ですか？	川越市内に住所を有し、申請時に満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者に、1万円の現金を給付するものです。申請時指定いただいた口座に振り込みを実施します。ただし、対象のお子さん1人につき、1回限りの支給となります。
2	いつから、どこで申請できるのですか？	川越市内での出生、川越市への転入手続き後（住民登録が完了した後）に申請が可能です。窓口（市役所3階こども政策課、西口連絡所、各市民センター）での申請、郵送申請のほか、電子申請が可能です。
3	申請対象の子どもと、それぞれの申請期限はいつまでですか？	対象となるお子さんの満1歳の誕生日の前日までです。 例1) 令和5年3月31日生まれのお子さん・・・事業の対象期間外となりますので、給付対象となりません（申請いただけません）。 例2) 令和8年4月1日生まれのお子さん・・・事業の対象期間外となりますので、給付対象となりません（申請いただけません）。 例3) 令和7年9月3日生まれのお子さん・・・令和8年9月2日が申請期限 例4) 令和8年2月28日生まれのお子さん・・・令和9年2月27日が申請期限
4	郵送申請の場合はどこに送付したらよいのですか？	〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所 こども政策課 川越市子育てファミリー応援給付事業担当 まで送付をお願いします。
5	申請書等はどこにありますか？	出生・転入届の際に窓口でリーフレット、申請書を配布します。 また、市ホームページにも掲載しています。
7	令和8年9月に双子を出産、市内で家族同居します。申請はどのようにしたらよいのですか？	誕生日以降、2人のお子さん分、計2万円の申請が可能です。①電子申請の場合、同時に3人まで1度に申請できます。②申請書をご利用の場合、氏名欄に2人分のお名前を記入の上、提出してください。（※4人以上対象のお子さんがある場合は、電子申請は複数回に分けて申請をお願いします）

No.	質問	回答
8	4人の子ども（令和4年6月生まれ、令和6年3月うまれ、令和7年6月生まれ、令和8年4月生まれ）がいます。4人分の申請ができるのでしょうか？	対象となるのは、令和5年4月1日～令和8年3月31日までに生まれたのお子さんかつ満1歳未満のお子さんとなりますので、申請は1人分（令和7年6月生まれ）のみとなります。
9-1	父、母、子で同居しています。父・母どちらが申請できるのですか？	いずれでも申請可能です。ただし、支給は対象のお子さん1人につき1回のみとなります。
9-2	親の介護のため、父が別居しています。児童手当は別居監護申立書を提出し、認められています。本給付金は誰が申請できるのですか？	本給付金に別居監護の規定はありません。申請可能なのは対象のお子さんと同居している方のみとなりますので、お母さまのみが申請可能です。ただし、振込口座は児童手当の口座を選択することも可能です。
10-1	住民票は川越にあるのですが、実家の北海道に帰って里帰り出産をしました。申請の対象となるでしょうか。	本事業は、川越市内に住所を有し、満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者が申請可能なものであるため、里帰り出産で住民票を動かさず、一時的に川越市外に出ている場合についても申請は可能です。
10-2	住民票は東京にあるのですが、実家の川越に帰ってきて里帰り出産をしました。申請の対象となるでしょうか。	本事業は、川越市内に住所を有し、満1歳未満のお子さんと川越市内で同居している保護者が申請可能なものであるため、里帰り出産で住民票を動かさず、一時的に川越市内で生活されている場合は申請できません。
13-1	川越市に住民票を置き、令和8年3月に出産し、4月に家族で川越市外に引っ越し予定です。今回の給付金の対象となりますか？	今回の給付金は、申請時に対象となるお子さんと川越市に住民票を置き、同居していることが条件となります。川越市外に住民票を移した後は申請いただけませんので、出生届後、東京に住民票を移す前までに申請をお願いいたします。
13-2	令和7年8月生まれの子と以前川越市に住民票を置き、同居していましたが、10月に亡くなってしまいました。これから給付金の申請は可能ですか？	今回の給付金は、申請時に対象となるお子さんと川越市に住民票を置き、同居していることが条件となっており、現在川越市内に住民票を置き、対象のお子さんと同居していない場合は、申請いただくことができません。

No.	質問	回答
14-1	今回、川越市に引っ越しました。前の自治体で似たような給付金を貰ったのですが、申請できますか？	川越市事業は、市独自事業となりますので、前自治体で類似の給付金等の支給を受けていた場合も、対象となります。
14-2	今回、川越市から転出します。転出先の自治体で似たような給付金があるとのことですが、申請できますか？	転出先における事業は、自治体個別の事業であるため、自治体により基準が異なる可能性があります。申請の可否については、転出先の自治体にご確認ください。
	問い合わせ先	こども未来部 こども政策課 認可・指導担当 049-224-6278 (直通)